

### 第1条(目的)

本規程は、一般社団法人日本美術家連盟(以下、「連盟」という。)が行う著作権等管理事業において適用する美術の著作物使用料を定めることを目的とする。

### 第2条(著作物の利用区分)

本規程において、使用料を定める著作物の利用方法は下記の区分によるものとする。但し、下記の区分の利用方法には、企業や商品の宣伝広告、販売促進等を目的とする商業的な利用は含まれない。

#### (1) 書籍・雑誌・新聞・図録への複製及び譲渡

書籍・雑誌・新聞・図録の形式で刊行する印刷物、またはこれに準ずる印刷物への複製及び譲渡。但し、書籍・雑誌・図録の表紙への掲載は除く。

#### (2) テレビ放送への利用

テレビ放送、有線テレビ放送への利用、及びこれらの公衆送信のための複製。

#### (3) インターネットにおける利用

ウェブサイト及びSNS等のインターネットを通じた利用、及びこれらの公衆送信のための複製。

#### (4) 展覧会の広報媒体への利用

展覧会の広報媒体(ポスター、チラシ、チケット、看板他)における複製、譲渡、並びに公衆送信。

### 第3条(著作物使用料)

前条の各区分の利用方法に対する著作物使用料は、次により算出した金額に消費税相当額を加算した額とする。なお、下記の事項に留意すること。

#### 〈留意事項〉

- ・下記に定める一任型使用料は、それぞれの利用方法における作品図版1点あたりの金額である。
- ・料金表の「color」とはカラー印刷図版、「b/w」とはモノクロ印刷図版の場合である。
- ・特に注記のない場合、モノクロ印刷の使用料は、カラー印刷の使用料の70%相当額とする。

#### (1) 書籍・雑誌・新聞・図録への複製及び譲渡

- ①書籍(表紙を除く、中の頁への掲載)

図版サイズ	full page		3/4 p		1/2 p		1/4 p		1/8 p		1/25 p	
	b/w	color	b/w	color	b/w	color	b/w	color	b/w	color	b/w	color
発行部数												
～2000	8,400	12,000	7,200	10,300	6,000	8,600	4,800	6,900	4,200	6,000	2,100	3,000
～3000	9,100	13,000	7,800	11,100	6,500	9,300	5,200	7,400	4,600	6,500	2,300	3,300
～4000	9,800	14,000	8,400	12,000	7,000	10,000	5,600	8,000	4,900	7,000	2,500	3,500
～5000	10,500	15,000	9,000	12,900	7,500	10,700	6,000	8,600	5,300	7,500	2,700	3,800
～6000	11,200	16,000	9,600	13,700	8,000	11,400	6,400	9,100	5,600	8,000	2,800	4,000
～7000	11,900	17,000	10,200	14,600	8,500	12,100	6,800	9,700	6,000	8,500	3,000	4,300
～8000	12,600	18,000	10,800	15,400	9,000	12,900	7,200	10,300	6,300	9,000	3,200	4,500
～9000	13,300	19,000	11,400	16,300	9,500	13,600	7,600	10,800	6,700	9,500	3,400	4,800
～10000	14,000	20,000	12,000	17,100	10,000	14,300	8,000	11,400	7,000	10,000	3,500	5,000
～20000	17,500	25,000	15,000	21,400	12,500	17,900	10,000	14,300	8,800	12,500	4,400	6,300
～30000	21,000	30,000	18,000	25,700	15,000	21,400	12,000	17,100	10,500	15,000	5,300	7,500
1万部毎の加算額	2,800	4,000	2,400	3,400	2,000	2,900	1,600	2,300	1,400	2,000	700	1,000

※図版サイズが1頁を超える作品の使用料は、(1頁大使用料) × (図版サイズの紙面比率) とします。

※展覧会図録、所蔵品図録の場合は、上記金額を50%割引(オークション等、作品販売用の図録については割引しない)とします。

※ポケットサイズ(176x113mm)以下の版型の書籍については、通常使用料の30%割引とします。

※作品を掲載した書籍を、印刷媒体として発行することに加え、下記の条件のもとにインターネット内で公開する場合には、書籍への掲載料金を2倍します(但し、増額分は6000円を上限とする)。

〈インターネット公開の条件〉①学術研究・記録等の公的な目的での公開であり、②対価を徴収せず、③公開によって著作権者の利益が不当に損なわれることのないことを条件とします。

※増刷がある場合は、改めて著作権者の承諾を得て、別途著作権使用料を支払う必要があります。

## ②雑誌(表紙を除く、中の頁への掲載)

図版サイズ	full page		3/4 p		1/2 p		1/4 p		1/8 p		1/25 p	
	b/w	color	b/w	color	b/w	color	b/w	color	b/w	color	b/w	color
発行部数												
～5000	11,200	16,000	9,600	13,700	8,000	11,400	6,400	9,100	5,600	8,000	2,800	4,000
～10000	15,400	22,000	13,200	18,900	11,000	15,700	8,800	12,600	7,700	11,000	3,900	5,500
～20000	16,800	24,000	14,400	20,600	12,000	17,100	9,600	13,700	8,400	12,000	4,200	6,000
～30000	18,200	26,000	15,600	22,300	13,000	18,600	10,400	14,800	9,100	13,000	4,600	6,500
～40000	19,600	28,000	16,800	24,000	14,000	20,000	11,200	16,000	9,800	14,000	4,900	7,000
～50000	21,000	30,000	18,000	25,700	15,000	21,400	12,000	17,100	10,500	15,000	5,300	7,500
～60000	22,400	32,000	19,200	27,400	16,000	22,800	12,800	18,300	11,200	16,000	5,600	8,000
～70000	23,800	34,000	20,400	29,100	17,000	24,300	13,600	19,400	11,900	17,000	6,000	8,500
～80000	25,200	36,000	21,600	30,900	18,000	25,700	14,400	20,600	12,600	18,000	6,300	9,000
～90000	26,600	38,000	22,800	32,600	19,000	27,100	15,200	21,700	13,300	19,000	6,700	9,500
～100000	28,000	40,000	24,000	34,300	20,000	28,600	16,000	22,800	14,000	20,000	7,000	10,000
10万部毎の加算額	7,000	10,000	6,000	8,600	5,000	7,100	4,000	5,700	3,500	5,000	1,800	2,500

※展覧会の告知記事への図版掲載の場合50%割引とします。

※図版サイズが1頁を超える作品の使用料は、(1頁大使用料) × (作品図版の紙面比率) とします。

※作品を掲載した雑誌を、印刷媒体として発行することに加え、下記の条件のもとにインターネット内で公開する場合には、雑誌への掲載料金を2倍します(但し、増額分は6000円を上限とする)。

〈インターネット公開の条件〉①学術研究・記録等の公的な目的での公開であり、②対価を徴収せず

ず、③公開によって著作権者の利益が不当に損なわれることのないことを条件とします。

### ③新聞

複製サイズ 発行部数	full page		3/4 p		1/2 p		1/3 p		1/4 p		1/8p		1/25 p	
	b/w	color	b/w	color	b/w	color	b/w	color	b/w	color	b/w	color	b/w	color
～100万	63,000	90,000	52,300	74,700	41,600	59,400	34,000	48,600	30,900	44,100	18,900	27,000	9,450	13,500
～200万	84,000	120,000	69,700	99,600	55,400	79,200	45,400	64,800	41,200	58,800	25,200	36,000	12,600	18,000
～300万	105,000	150,000	87,200	124,500	69,300	99,000	56,700	81,000	51,500	73,500	31,500	45,000	15,750	22,500
～400万	126,000	180,000	104,600	149,400	83,200	118,800	68,000	97,200	61,700	88,200	37,800	54,000	18,900	27,000
～500万	147,000	210,000	122,000	174,300	97,000	138,600	79,400	113,400	72,000	102,900	44,100	63,000	22,050	31,500
100万部毎の加算額	21,000	30,000	17,400	24,900	13,900	19,800	11,300	16,200	10,300	14,700	6,300	9,000	3,150	4,500

※展覧会の告知記事への図版掲載の場合 50%割引とします。

## (2) 放送

### ① NHK の利用に関わる使用料基準

#### (i) 放送番組への使用に関わる使用料の算出基準

##### (a) 基準料金 (作品 1 点あたり 1 回の放送について)

	全国放送	ブロック放送	圏域放送
地上放送・衛星放送基準料金	15,000	7,500	3,800
学校放送番組基準料金	6,000		
地上放送リピート料金	11,250	5,625	2,850
学校放送番組リピート料金	3,000		
衛星放送リピート料金	9,000		

※ブロック放送は、地方を指す。「北海道」「東北」「関東・甲信越」「中部」「近畿」「中国」「四国」「九州・沖縄」に分かれる。

(注 1) 学校放送番組のリピート放送とは、学校放送番組編成上あらかじめ定められており、かつ初回放送日から 2 週間以内に行われるものをいう。

(注 2) 同一著作物の 1 番組内での使用は、使用回数、使用時間にかかわらず、1 回の使用とみなす。但し、番組タイトルでの使用と番組内での使用とは異なる使用とみなす。

(注 3) 地上放送番組を日時を異にして衛星放送によりリピート放送する場合は、衛星放送が地上放送より先に放送される場合であっても、衛星放送リピート料金(9000 円)で支払う。

(注 4) 衛星放送番組を日時を異にして地上放送によりリピート放送する場合は、当該リピート料金は、1 回に限り、地上放送の約定使用料の 60%相当額(9000 円)を使用料として支払う。

(注 5) 著作物が含まれる番組が日時を同じくして地上放送と衛星放送で放送される場合には、衛星放送の使用料は地上放送の使用料に含まれるものとする。

(b) 同一著作物の反復使用料

同一著作物を連続番組等において反復して使用する場合は、次の料金を適用する。反復使用する期間は原則として1年以内とする。

回数	料金
年間週1回の番組または年間60回以内の番組	基準料金×5
年間週2から3回の番組または年間61から160回以内の番組	基準料金×7.5
年間4回以上の番組または年間161回以上の番組	基準料金×10

(c) 使用料の逓減

1番組において同一作者の著作物を複数点放送する場合の使用料は次の算出方法により積算した額とする。

著作物数	料率
1点目から5点目まで	1点につき基準料金の10割相当額
6点目から10点目まで	1点につき基準料金の8割相当額
11点目から20点目まで	1点につき基準料金の5割相当額
21点目以降	その都度定める

(d) 番組公開ライブラリー

放送番組をNHK番組公開ライブラリー(ライブラリーと接続するNHK視聴施設を含む)にて公衆に無償公開する場合の使用料は、1番組につき1000円を番組に収録された作家数で除した金額とする。

(ii) 海外発信に関わる使用料の算出基準

NHKの放送番組を海外発信する場合の使用料は、国内放送番組での使用基準料金(初回放送で適用する基準料金)の10%とする。

(iii) インターネット配信に関わる使用料の算出基準

NHKの放送番組をインターネット配信する場合の使用料は、国内放送番組での使用基準料金(初回放送で適用する基準料金)の10%とする。

但し、ここで言うインターネット配信が含む範囲とは、放送番組の同時配信、1週間以内の見逃し配信、及び初回放送より1年以内のオンデマンド配信とする。

② NHK以外の放送局による放送番組への利用

(i) 放送番組への使用に関わる使用料の算出基準

基準料金 (作品1点あたり1回の放送について)

	全国放送	ブロック放送	県域放送
地上放送基準料金	15,000	7,500	3,800
地上放送リピート料金	11,250	5,625	2,850

(ii) インターネット配信に関わる使用料の算出基準

放送番組をインターネット配信する場合の使用料は、国内放送番組での使用基準料金(初回放送で適用する基準料金)の10%とする。

但し、ここで言うインターネット配信が含む範囲とは、放送番組の同時配信、1週間以内の見逃し配信、及び初回放送より1年以内のオンデマンド配信とする。

③ 放送大学学園による放送番組への利用

(i) 放送大学学園の放送番組への使用に関わる美術の著作物の使用料

著作物1点につき、第1表に掲げる通りとする(但し、消費税別)。

第1表

放送回数	12回以内	24回以内	36回以内
著作物使用料	10,500	21,000	31,500

※備考 当初提示した放送回数を超えて放送する場合は、超過放送回数分について、超過した回数に相当する上表の使用料を支払う。

(ii) 同一の放送番組において、同一著作権者の著作物を多数使用する場合の著作物使用料は、第2表により算出した合算額とする。

第2表

使用点数	1~5点	6~10点	11~20点	21点以上
著作物使用料	1点につき、第1表料金の10割相当額	1点につき、第1表料金の8割相当額	1点につき、第1表料金の5割相当額	1点につきその都度定める

(3) インターネット

美術館のホームページ等を通じた公衆送信

作品画像画素数 1000000pxls 以下(但し、ストリーミング配信を除く)で、配信期間が1年以内である場合

作品1点あたり、金6000円

(4) 展覧会広報媒体

① リーフレット(チラシ)

製作部数   掲載サイズ	full page	3/4 p	1/2 p	1/4 p	1/8 p	1/25 p
~5000	20,000	16,000	12,000	8,000	6,000	3,000
~10000	30,000	24,000	18,000	12,000	9,000	4,500
~20000	32,000	25,600	19,200	12,800	9,600	4,800
~30000	34,000	27,200	20,400	13,600	10,200	5,100
~40000	36,000	28,800	21,600	14,400	10,800	5,400
~50000	38,000	30,400	22,800	15,200	11,400	5,700
~60000	40,000	32,000	24,000	16,000	12,000	6,000
~70000	42,000	33,600	25,200	16,800	12,600	6,300
~80000	44,000	35,200	26,400	17,600	13,200	6,600
~90000	46,000	36,800	27,600	18,400	13,800	6,900
~100000	48,000	38,400	28,800	19,200	14,400	7,200
10000部毎の加算額	2,000	1,600	1,200	800	600	300

※作品を掲載したチラシを、印刷媒体として発行することに加え、下記の条件のもとにインターネット内で公開する場合には、チラシへの掲載料金を2倍します(但し、増額分は6000円を上限とする)。

(インターネット公開の条件) ①学術研究・記録等の公的な目的での公開であり、②対価を徴収せず、③公開によって著作権者の利益が不当に損なわれることのないことを条件とします。

② ポスター

掲載サイズ 発行部数/判型	full page			3/4 p			1/2 p		
	B3	B2	B1	B3	B2	B1	B3	B2	B1
~20	10,000	15,000	22,500	8,000	12,000	18,000	6,000	9,000	13,500
~100	20,000	30,000	45,000	16,000	24,000	36,000	12,000	18,000	27,000
~250	25,000	37,500	56,300	20,000	30,000	45,000	15,000	22,500	33,800
~500	30,000	45,000	67,500	24,000	36,000	54,000	18,000	27,000	40,500
~1000	33,000	49,500	74,300	26,400	39,600	59,400	19,800	29,700	44,600
~1500	36,000	54,000	81,000	28,800	43,200	64,800	21,600	32,400	48,600
~2000	39,000	58,500	87,800	31,200	46,800	70,200	23,400	35,100	52,700
~2500	42,000	63,000	94,500	33,600	50,400	75,600	25,200	37,800	56,700
~3000	45,000	67,500	101,300	36,000	54,000	81,000	27,000	40,500	60,800
1000部毎の加算額	3,000	4,500	6,800	2,400	3,600	5,400	1,800	2,700	4,100

掲載サイズ	1/4 p			1/8 p			1/25 p		
発行部数/判型	B3	B2	B1	B3	B2	B1	B3	B2	B1
～20	4,000	6,000	9,000	3,000	4,500	6,800	2,000	2,300	3,400
～100	8,000	12,000	18,000	6,000	9,000	13,500	3,000	4,500	6,800
～250	10,000	15,000	22,500	7,500	11,300	17,000	3,800	5,700	8,600
～500	12,000	18,000	27,000	9,000	13,500	20,300	4,500	6,800	10,200
～1000	13,200	19,800	29,700	9,900	14,900	22,400	5,000	7,500	11,300
～1500	14,400	21,600	32,400	10,800	16,200	24,300	5,400	8,100	12,200
～2000	15,600	23,400	35,100	11,700	17,600	26,400	5,900	8,900	13,400
～2500	16,800	25,200	37,800	12,600	18,900	28,400	6,300	9,500	14,300
～3000	18,000	27,000	40,500	13,500	20,300	30,500	6,800	10,200	15,300
1000部毎の加算額	1,200	1,800	2,700	900	1,400	2,100	500	800	1,200

※作品を掲載したポスターを、印刷媒体として発行することに加え、下記の条件のもとにインターネット内で公開する場合には、ポスターへの掲載料金を2倍します(但し、増額分は6000円を上限とする)。

〈インターネット公開の条件〉①学術研究・記録等の公的な目的での公開であり、②対価を徴収せず、③公開によって著作権者の利益が不当に損なわれることのないことを条件とします。

### ③ チケット

製作部数	使用料
～5000	10,000
～10000	15,000
～20000	17,000
～30000	19,000
～40000	21,000
～50000	23,000
10000部毎の加算額	1,500

### ④ 看板

看板の掲出期間3カ月以内、看板点数5点以下の場合、下記の表の通り。

作品図版のサイズ	使用料
30x40cm以下(B4相当)	4,000
40x60cm以下(B3相当)	6,000
60x80cm以下(B2相当)	9,000
80x120cm以下(B1相当)	13,000
120x160cm以下(B0相当)	19,000

### ⑤ 案内状

発行部数	使用料
～1000	10,000
～2000	12,000
～3000	14,000
～4000	16,000
～5000	18,000
～6000	20,000
1000部毎の加算額	2,000

※一つの案内状に複数の作品図版が掲載されている場合は、上記の金額を掲載作品数で除して算出される金額とする。

## 2 全国美術館会議加盟館等における減額

全国美術館会議に加盟する美術館及び連盟が別に認定した美術館が、単独で主催する展覧会の広報のために著作物を利用する場合は、前項に定める金額を30%割引くものとする。

### 第4条(本規程に該当がない方法による利用)

本規程に定める利用方法以外の方法により著作物を利用する場合には、連盟が著作物の著作権者と協議のうえ使用料の額を定めるものとする。

### 第5条(使用料の減額措置)

本規程に定める使用料は、著作物の利用の目的、態様に照らし、連盟が必要と認める場合には、その必要な範囲で減額することができる。

### 附則(実施日)

本規程は、平成14年4月1日から実施するものとする。

平成21年5月1日変更

令和5年2月1日 変更